



平成 30 年

第 3 回市議会（定例会）

議 案

荒 尾 市

平成30年第3回荒尾市議会（定例会）議案目次

議案番号	件名	ページ
議第50号	平成29年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第51号	平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議第52号	平成29年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議第53号	平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議第54号	平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議第55号	平成29年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	11
議第56号	平成29年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	13
議第57号	平成29年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	15
議第58号	荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17
議第59号	荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	23
議第60号	平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）	27
議第61号	平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	71
議第62号	平成30年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）	85
議第63号	平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	99
議第64号	平成30年度荒尾市病院事業会計補正予算（第1号）	111
議第65号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	119
報告第6号	平成29年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について	123

平成29年度荒尾市一般会計歳入歳出決算
の認定について

平成29年度荒尾市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度荒尾市介護保険特別会計歳入
歳出決算の認定について

平成29年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度荒尾市水道事業会計決算の
認定及び剰余金の処分について

平成29年度荒尾市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度荒尾市下水道事業会計決算
の認定及び剰余金の処分について

平成29年度荒尾市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度荒尾市病院事業会計決算の
認定について

平成29年度荒尾市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所
要の改正を行うものである。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「第7条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第2号
中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次
の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号
に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定
を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそ
れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じ
ないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2
号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しな
ければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又
は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場
所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条
に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型
又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事
業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の
規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力
を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(食事の提供の経過措置)」を付し、同項中「この条例の施行の日の前日」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日」に改め、「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改める。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とする。

附則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調

理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部改正について

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正
するものとする。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

神経内科の診療内容を明確にするため、標ぼう診療科名を変更す
るものである。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(名称及び位置)」に改め、同条第2号中「2,600番地」を「2600番地」に改める。

第4条第2項中第16号を削り、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 脳神経内科

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 263,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,585,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 使用料及び手数料		581,493	51	581,544
	2 手 数 料	321,228	51	321,279
14 国庫支出金		4,118,892	121,827	4,240,719
	1 国庫負担金	3,484,208	61,497	3,545,705
	2 国庫補助金	622,079	60,330	682,409
15 県支出金		1,948,921	5,277	1,954,198
	2 県補助金	564,332	5,277	569,609
17 寄 附 金		30,001	52,000	82,001
	1 寄 附 金	30,001	52,000	82,001
18 繰 入 金		841,920	1,907	843,827
	1 特別会計繰入金	62,000	383	62,383
	2 基金繰入金	779,920	1,524	781,444
19 繰 越 金		1	43,066	43,067
	1 繰 越 金	1	43,066	43,067
20 諸 収 入		299,343	3,796	303,139
	6 雑 入	183,531	3,796	187,327
21 市 債		1,180,100	35,300	1,215,400
	1 市 債	1,180,100	35,300	1,215,400
歳 入 合 計		21,322,206	263,224	21,585,430

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,745,185	33,269	1,778,454
	1 総務管理費	1,264,613	33,269	1,297,882
3 民生費		10,317,205	90,248	10,407,453
	1 社会福祉費	4,905,301	22,466	4,927,767
	2 児童福祉費	3,788,786	67,782	3,856,568
4 衛生費		2,415,400	8,093	2,423,493
	1 保健衛生費	503,486	8,093	511,579
6 農林水産業費		542,989	600	543,589
	1 農業費	270,648	600	271,248
7 商工費		397,061	906	397,967
	1 商工費	397,061	906	397,967
8 土木費		2,033,036	12,843	2,045,879
	2 道路橋梁費	671,804	△6,813	664,991
	6 住宅費	286,581	19,656	306,237
9 消防費		642,159	3,658	645,817
	1 消防費	642,159	3,658	645,817
10 教育費		1,359,366	7,714	1,367,080
	2 小学校費	327,371	491	327,862
	5 保健体育費	396,830	7,223	404,053
11 災害復旧費		5,201	105,893	111,094
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	1,380	2,380
	2 土木施設災害復旧費	4,201	104,513	108,714
歳 出 合 計		21,322,206	263,224	21,585,430

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
メディア交流館指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	26,520
メディア交流館指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	平成31年度 ～ 平成35年度	条例に基づき減免される利用料金に相当する額
小岱工芸館指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	36,190
小岱工芸館指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	平成31年度 ～ 平成35年度	条例に基づき減免される利用料金に相当する額
みどり蒼生館指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	33,570
みどり蒼生館指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	平成31年度 ～ 平成35年度	条例に基づき減免される利用料金に相当する額
荒尾総合文化センター指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	281,682
荒尾総合文化センター指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	平成31年度 ～ 平成35年度	条例に基づき減免される利用料金に相当する額

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾市総合福祉センター指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	10,050
荒尾市ふれあい福祉センター指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	39,455
荒尾市潮湯指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	55,765
健康診査委託料（平成31年度）	平成31年度	427
がん検診等委託料（平成31年度）	平成31年度	39,265
肝炎ウイルス検診委託料（平成31年度）	平成31年度	1,380
骨粗鬆症検診委託料（平成31年度）	平成31年度	864
がん検診推進事業委託料（平成31年度）	平成31年度	324

事 項	期 間	限度額（千円）
三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び荒尾市万田炭鉱館指定管理委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	136,688
三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び荒尾市万田炭鉱館指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	平成31年度 ～ 平成35年度	条例に基づき減免される利用料金に相当する額
荒尾市給食センター基本構想・基本計画策定及びPFI導入可能性調査委託料	平成31年度	15,002

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧	千円 35,300	証書借入 又は 証券発行	年 4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料	581,493	51	581,544
14 国庫支出金	4,118,892	121,827	4,240,719
15 県支出金	1,948,921	5,277	1,954,198
17 寄附金	30,001	52,000	82,001
18 繰入金	841,920	1,907	843,827
19 繰越金	1	43,066	43,067
20 諸収入	299,343	3,796	303,139
21 市債	1,180,100	35,300	1,215,400
歳入合計	21,322,206	263,224	21,585,430

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,745,185	33,269	1,778,454
3 民生費	10,317,205	90,248	10,407,453
4 衛生費	2,415,400	8,093	2,423,493
6 農林水産業費	542,989	600	543,589
7 商工費	397,061	906	397,967
8 土木費	2,033,036	12,843	2,045,879
9 消防費	642,159	3,658	645,817
10 教育費	1,359,366	7,714	1,367,080
11 災害復旧費	5,201	105,893	111,094
歳出合計	21,322,206	263,224	21,585,430

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			1,781	31,488
57,310	5,277		339	27,322
			3,539	4,554
				600
				906
				12,843
3,020				638
				7,714
61,497		35,300		9,096
121,827	5,277	35,300	5,659	95,161

2 歳 入

(款) 13 使用料及び手数料
(項) 2 手数料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
13	使用料及び手数料	581,493	51	581,544
2	手 数 料	321,228	51	321,279
4	民生費手数料	2,095	51	2,146
14	国庫支出金	4,118,892	121,827	4,240,719
1	国庫負担金	3,484,208	61,497	3,545,705
4	災害復旧費国庫負担金	0	61,497	61,497
2	国庫補助金	622,079	60,330	682,409
2	民生費国庫補助金	110,875	57,310	168,185
8	消防費国庫補助金国庫補助金	2,000	3,020	5,020
15	県支出金	1,948,921	5,277	1,954,198
2	県補助金	564,332	5,277	569,609
2	民生費県補助金	268,160	5,277	273,437
17	寄 附 金	30,001	52,000	82,001
1	寄 附 金	30,001	52,000	82,001
6	総務費寄附金	30,000	52,000	82,000
18	繰 入 金	841,920	1,907	843,827
1	特別会計繰入金	62,000	383	62,383
1	特別会計繰入金	62,000	383	62,383
2	基金繰入金	779,920	1,524	781,444
1	基金繰入金	779,920	1,524	781,444
19	繰 越 金	1	43,066	43,067
1	繰 越 金	1	43,066	43,067
1	繰 越 金	1	43,066	43,067
20	諸 収 入	299,343	3,796	303,139
6	雑 入	183,531	3,796	187,327
4	雑 入	183,379	3,796	187,175
21	市 債	1,180,100	35,300	1,215,400
1	市 債	1,180,100	35,300	1,215,400
10	災害復旧債	0	35,300	35,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 障害者地域生活支援事業利用料	51	1 訪問入浴サービス事業利用料	
1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	61,497	1 現年公共土木施設災害復旧費国庫負担金	
4 児童福祉費国庫補助金	56,757	1 保育所等整備交付金	
6 障害者地域生活支援事業費国庫補助金	553	1 訪問入浴サービス事業費国庫補助金	
2 防災対策事業国庫補助金	3,020	1 女性・若者等の消防団加入促進支援事業費国庫補助金	
2 老人福祉費県補助金	5,000	1 地域医療介護総合確保基金交付金	
7 障害者地域生活支援事業費県補助金	277	1 訪問入浴サービス事業費県補助金	
1 総務費寄附金	52,000	1 総務費寄附金	
1 特別会計繰入金	383	1 特別会計繰入金	
1 基金繰入金	1,524	1 ふるさと創生基金繰入金 2 ふるさと応援基金繰入金	3,000 △1,476
1 繰越金	43,066	1 繰越金	
3 実費徴収金	3,539	1 成人用肺炎球菌ワクチン実費徴収金	
8 雑入	257	1 雑入（総務課）	
1 災害復旧債	35,300	1 土木災害復旧債	

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,745,185	33,269	1,778,454	1,781	31,488
		総務管理費	1,264,613	33,269	1,297,882	1,781	31,488
	1	一般管理費	752,285	0	752,285	その他 257	△257
	7	企画費	208,389	33,269	241,658	その他 1,524	31,745

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	116	1 ふるさと応援寄附金推進費	29,703
		健康労働保険料	(116)
7 賃 金	756	賃金	(756)
		記念品賞品	(18,417)
8 報 償 費	18,417	手数料	(6)
		その他委託料	(6,530)
11 需 用 費	229	ふるさと応援寄附金返礼業務委託料	(6,530)
		使用料	(3,878)
12 役 務 費	6	2 荒尾市民病院建設推進費	2,042
		その他委託料	(2,042)
13 委 託 料	9,489	土地鑑定業務等委託料	(2,042)
		3 花のみちプロジェクト事業費	1,524
14 使用料及び 賃借料	3,878	消耗品費	(229)
		その他委託料	(917)
		看板設置委託料	(917)
16 原材料費	378	原材料費	(378)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	10,317,205	90,248	10,407,453	62,926	27,322
1 社会福祉費	4,905,301	22,466	4,927,767	6,169	16,297
1 社会福祉総務費	1,658,469	15,647	1,674,116		15,647
2 老人福祉費	296,317	5,663	301,980	県支出金 5,000 その他 288	375
15 障害者地域生活支援事業費	69,930	1,156	71,086	国庫補助金 553 県支出金 277 その他 51	275

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	14,775	1 国民健康保険特別会計繰出金 872
28 繰出金	872	特別会計繰出金 (872)
		国民健康保険特別会計繰出金 (872)
		2 ふれあい福祉センター施設改修費 14,775
		修繕費 (14,775)
19 負担金、補助及び交付金	5,000	1 介護予防拠点整備事業費 5,000
		補助金 (5,000)
		介護予防拠点整備事業補助金 (5,000)
23 償還金、利子及び割引料	663	2 低所得者保険料軽減負担金返還金 288
		返還金 (288)
		3 社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費 375
		返還金 (375)
13 委託料	1,156	1 訪問入浴サービス事業費 1,156
		事業運営委託料 (1,156)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,788,786	67,782	3,856,568	56,757	11,025
1	児童福祉総務費	812,758	63,851	876,609	国庫補助金 56,757	7,094
5	清里保育園費	115,474	3,931	119,405		3,931

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	63,851	1 小規模保育所整備事業費 補助金 保育所施設整備補助金	63,851 (63,851) (63,851)
2 給 料	2,248	1 清里保育園施設改修費 修繕費	723 (723)
3 職員手当等	411	2 清里保育園費（人件費）（任期付職員） 一般職給	3,208 (2,248)
4 共 済 費	549	通勤手当	(155)
11 需 用 費	723	期末勤勉手当 共済組合負担金	(256) (549)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,415,400	8,093	2,423,493	3,539	4,554
1	保健衛生費	503,486	8,093	511,579	3,539	4,554
	3 予防費	235,967	8,093	244,060	その他 3,539	4,554

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	8,093	1 予防接種費 その他委託料 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種委託料 成人用肺炎球菌広域化業務委託料	8,093 (8,093) (7,971) (122)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	542,989	600	543,589		600
1 農業費	270,648	600	271,248		600
1 1 農業委員会費	43,441	600	44,041		600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利 子及び割引 料	600	1 機構集積支援事業費 返還金 600 (600)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		397,061	906	397,967		906
1	商工費	397,061	906	397,967		906
	1 商工総務費	83,925	906	84,831		906

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	131	1 商工総務費（産休・育休代替職員雇用） 906
		健康労働保険料 (131)
7 賃 金	775	賃金 (775)

(款) 8 土木費
 (項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,033,036	12,843	2,045,879		12,843
2	道路橋梁費	671,804	△6,813	664,991		△6,813
	2 道路維持費	175,001	△6,813	168,188		△6,813

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,693	1 道路維持費（人件費）	△6,813
		一般職給	(△3,693)
3 職員手当等	△1,997	扶養手当	(△288)
		通勤手当	(△12)
4 共 済 費	△1,123	期末勤勉手当	(△1,537)
		児童手当	(△160)
		共済組合負担金	(△1,123)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	286,581	19,656	306,237		19,656
	1 住宅管理費	286,581	19,656	306,237		19,656

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	19,656	1 住宅施設改修費 工事請負費	19,656 (19,656)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消 防 費	642,159	3,658	645,817	3,020	638
	1 消 防 費	642,159	3,658	645,817	3,020	638
	2 非常備消防費	64,700	3,020	67,720	国庫補助金 3,020	
	4 水 防 費	487	524	1,011		524
	5 災害対策費	18,042	114	18,156		114

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	150	1 消防団活性化事業費	3,020
11 需 用 費	50	普通旅費	(150)
13 委 託 料	2,750	印刷製本費	(50)
14 使用料及び 賃借料	70	その他委託料	(2,750)
		消防団アプリ導入委託料	(2,150)
		消防水利データ取出委託料	(600)
		借上料	(70)
3 職員手当等	524	1 水防費（土木課人件費）	524
		時間外手当	(524)
19 負担金、補 助及び交付 金	114	1 防災対策事業費	114
		補助金	(114)
		荒尾市防災士資格取得助成金	(114)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	2	1,359,366	7,714	1,367,080		7,714
	2	327,371	491	327,862		491
	1	242,717	491	243,208		491
	小学校管理費					

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	491	1 小学校施設改修費 その他委託料 樹木伐採委託料	491 (491) (491)

(款) 10 教育費
 (項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	396,830	7,223	404,053		7,223
	3 学校給食費 費	273,341	7,223	280,564		7,223

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	7,223	1 給食センター整備推進事業費	7,223
		その他委託料	(7,223)
		給食センター建設予定地測量委託料	(2,398)
		給食センター建設予定地土地鑑定業務委託料	(548)
		給食センター建設予定地建物等補償調査業務委託料	(4,277)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		5,201	105,893	111,094	96,797	9,096
1	農林水産施設災害復旧費	1,000	1,380	2,380		1,380
1	農業災害復旧費	1,000	1,380	2,380		1,380

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需 用 費	1,380	1 現年農林水産災害復旧事業費 修繕費	1,380 (1,380)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	土木施設災害復旧費	4,201	104,513	108,714	96,797	7,716
1	土木災害復旧費	4,201	104,513	108,714	国庫補助金 61,497 地方債 35,300	7,716

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	3,693	1 現年公共土木災害復旧費 97,700 手数料 (5,500)
3 職員手当等	1,997	工事請負費 (92,200)
4 共 済 費	1,123	2 土木災害復旧費（人件費） 6,813 一般職給 (3,693)
12 役 務 費	5,500	扶養手当 (288)
15 工事請負費	92,200	通勤手当 (12)
		期末勤勉手当 (1,537)
		児童手当 (160)
		共済組合負担金 (1,123)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	348 (1)		1,202,546	774,877	1,977,423	389,575	2,366,998	
補正額	2 ()		2,248	935	3,183	549	3,732	
計	350 (1)		1,204,794	775,812	1,980,606	390,124	2,370,730	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	36,366	1,003	21,442	16,880	1,883	58,608
	補正額				155		524
	計	36,366	1,003	21,442	17,035	1,883	59,132
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	89	17,943	458,502	22,095	140,066	774,877
	補正額			256			935
	計	89	17,943	458,758	22,095	140,066	775,812

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,016,526	6,463,139	(405,400) 540,100		(405,400) 540,100
(1) 土木	1,830,416	1,744,475	(151,200) 360,700		(151,200) 360,700
(2) 教育	1,521,965	1,419,381	(228,100) 54,800		(228,100) 54,800
(3) 公営住宅	1,221,142	1,151,793	68,500		68,500
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	644,368	648,554	(11,100)		(11,100)
(6) その他	1,798,635	1,498,936	(15,000) 56,100		(15,000) 56,100
2. 災害復旧費	9,980	10,547		35,300	35,300
(1) 土木	9,728	10,345		35,300	35,300
(2) 農林水産	252	202			
(3) その他					
3. 枠外債					
4. 減税補填債	191,221	149,325			
5. 臨時税収補填債	21,183				
6. 臨時財政対策債	8,292,642	8,375,981	640,000		640,000
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	2,179				
合 計	15,533,731	14,998,992	(405,400) 1,180,100	35,300	(405,400) 1,215,400

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(405,400)		(405,400)
790,934		790,934	6,212,305		6,212,305
			(151,200)		(151,200)
189,173		189,173	1,916,002		1,916,002
			(228,100)		(228,100)
118,517		118,517	1,355,664		1,355,664
124,805		124,805	1,095,488		1,095,488
			(11,100)		(11,100)
27,378		27,378	621,176		621,176
			(15,000)		(15,000)
331,061		331,061	1,223,975		1,223,975
252		252	10,295	35,300	45,595
202		202	10,143	35,300	45,443
50		50	152		152
42,407		42,407	106,918		106,918
642,165		642,165	8,373,816		8,373,816
			(405,400)		(405,400)
1,475,758		1,475,758	14,703,334	35,300	14,738,634

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第2号）

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,719,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		760,450	872	761,322
	1 他会計繰入金	660,450	872	661,322
7 繰越金		1	182,858	182,859
	1 繰越金	1	182,858	182,859
8 諸収入		80,461	△65,945	14,516
	4 雑 入	79,361	△65,945	13,416
歳 入 合 計		7,602,149	117,785	7,719,934

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		110,493	872	111,365
	1 総務管理費	94,113	872	94,985
9 諸支出金		2,341	116,913	119,254
	1 償還金及び還付加算金	2,341	116,913	119,254
歳 出	合 計	7,602,149	117,785	7,719,934

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	760,450	872	761,322
7 繰越金	1	182,858	182,859
8 諸収入	80,461	△65,945	14,516
歳入合計	7,602,149	117,785	7,719,934

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	110,493	872	111,365
9 諸支出金	2,341	116,913	119,254
歳出合計	7,602,149	117,785	7,719,934

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	760,450	872	761,322
1	他会計繰入金	660,450	872	661,322
1	一般会計繰入金	660,450	872	661,322
7	繰越金	1	182,858	182,859
1	繰越金	1	182,858	182,859
2	その他の繰越金	1	182,858	182,859
8	諸収入	80,461	△65,945	14,516
4	雑入	79,361	△65,945	13,416
5	雑入	71,261	△69,751	1,510
6	療養給付費等交付金	0	3,806	3,806

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	872	1 事務費繰入金
1 その他の繰越金	182,858	1 その他の繰越金
1 雑入	△69,751	1 雑入
1 療養給付費等交付金（過年度）	3,806	1 療養給付費等交付金（過年度）

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総務費	110,493	872	111,365		872
	1		総務管理費	94,113	872	94,985		872
		1	一般管理費	91,855	872	92,727		872

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	130	1 一般管理費 872
		健康労働保険料 (130)
7 賃 金	742	賃金 (742)

(款) 9 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 諸支出金	2,341	116,913	119,254		116,913
1 償還金及び 還付加算金	2,341	116,913	119,254		116,913
3 償 還 金	1	116,913	116,914		116,913

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	116,913	1 償還金 返還金	116,913 (116,913)

平成30年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第2号）

平成30年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,974,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		155	266,335	266,490
	1 繰越金	155	266,335	266,490
歳 入	合 計	5,685,575	266,335	5,951,910

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		1,901	266,335	268,236
	1 償還金及び還付加算金	1,901	265,952	267,853
	3 繰出金	0	383	383
歳出	合計	5,685,575	266,335	5,951,910

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(保険事業勘定)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 繰越金	155	266,335	266,490
歳入合計	5,685,575	266,335	5,951,910

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金	1,901	266,335	268,236
歳出合計	5,685,575	266,335	5,951,910

2 歳 入

(款) 10 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	繰越金	155	266,335	266,490
1	繰越金	155	266,335	266,490
1	繰越金	155	266,335	266,490

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	266,335	1 繰越金

3 歳 出

(款) 8 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 諸支出金	1,901	266,335	268,236		266,335
1 償還金及び 還付加算金	1,901	265,952	267,853		265,952
2 償 還 金	1	265,952	265,953		265,952

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	265,952	1 県負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金	33,073 (33,073)
		2 国負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金	140,415 (140,415)
		3 支払基金交付金（介護給付費負担金）返還金 返還金	68,133 (68,133)
		4 県負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	8,527 (8,527)
		5 国負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	15,104 (15,104)
		6 支払基金交付金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	700 (700)

(款) 8 諸支出金
(項) 3 繰出金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	繰 出 金	0	383	383		383
	1 他会計繰出 金	0	383	383		383

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
28 繰 出 金	383	1 他会計繰出金	383
		一般会計繰出金	(383)
		一般会計繰出金 (低所得者保険料軽減負担金返還金)	(383)

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第2号）

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,258千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781,
071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補
正」による。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1	9,258	9,259
	1 繰越金	1	9,258	9,259
歳 入	合 計	771,813	9,258	781,071

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		699,236	9,258	708,494
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	699,236	9,258	708,494
歳 出	合 計	771,813	9,258	781,071

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	1	9,258	9,259
歳入合計	771,813	9,258	781,071

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	699,236	9,258	708,494
歳出合計	771,813	9,258	781,071

2 歳 入

(款) 5 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰越金	1	9,258	9,259
1	繰越金	1	9,258	9,259
1	繰越金	1	9,258	9,259

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	9,258	1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	699,236	9,258	708,494	9,258	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	699,236	9,258	708,494	9,258	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	699,236	9,258	708,494	その他 9,258	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	9,258	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	9,258 (9,258) (9,258)

平成30年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度荒尾市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成30年度荒尾市病院事業会計予算(以下「予算」という。)の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,010,478千円	7,000千円	1,017,478千円
第1項 企業債	971,000千円	7,000千円	978,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,342,130千円	7,000千円	1,349,130千円
第1項 建設改良費	1,015,128千円	7,000千円	1,022,128千円

(企業債)

第3条 予算第6条中「100,000千円」を「107,000千円」に改める。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成30年度荒尾市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,010,478	7,000	1,017,478	
	1 企業債		971,000	7,000	978,000	
		1 企業債	971,000	7,000	978,000	
収入合計			1,010,478	7,000	1,017,478	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,342,130	7,000	1,349,130	
	1 建設改良費		1,015,128	7,000	1,022,128	
		4 器械備品購入費	110,000	7,000	117,000	脳波計の購入
支出合計			1,342,130	7,000	1,349,130	

平成30年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	64,394
減価償却費	270,700
資産減耗費	10,000
職員確保経費	2
貸倒引当金の増減額	19,205
退職給付引当金の増減額	42,220
賞与引当金の増減額	10,310
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 13,000
未収金の増減額	20,408
未払金の増減額	△ 4,252
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他	0
資本費繰入収益	△ 13,533
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 420
支払利息及び企業債取扱諸費	10,000
小計	416,034
利息及び配当金の受取額	420
利息の支払額	△ 10,000
計	406,454

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,022,126
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 42,000
長期貸付金返済による収入	0
長期前受金等収入	0
資本費繰入収益	13,533
計	△ 1,045,203

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	△ 200,000
企業債借入れによる収入	978,000
企業債償還による支出	△ 283,755
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	34,086
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	528,331

当期資金増減額	△ 110,418
期首資金残高	599,776
期末資金残高	489,358

平成30年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(平成31年 3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 94,646

ロ 建 物 3,943,624

減価償却累計額 △ 3,003,307 940,317

ハ 構 築 物 118,724

減価償却累計額 △ 105,823 12,901

ニ 器 械 備 品 2,677,477

減価償却累計額 △ 1,880,648 796,829

ホ 車 両 4,242

減価償却累計額 △ 4,030 212

ヘ 樹 木 2,235

ト 建設仮勘定 905,126

チ その他有形固定資産 0

減価償却累計額 0 0

有形固定資産合計 2,752,266

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 施設利用権 72

ロ 電話加入権 2,037

無形固定資産合計 2,109

(3) 投 資

イ 投資有価証券 0

ロ 長期貸付金 178,098

投資合計 178,098

(4) 貸 倒 引 当 金

△ 40,000

固定資産合計 2,892,473

2 流動資産

(1) 現金預金	489,358	
(2) 未収金	1,007,305	
(3) 貸倒引当金	△ 2,150	
(4) 貯蔵品	743	
(5) その他流動資産	<u>0</u>	
流動資産合計		<u>1,495,256</u>
資産合計		<u><u>4,387,729</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設に要する企業債 1,429,144

ロ その他企業債 0

企業債合計 1,429,144

(2) 引当金 1,247,187

(3) 他会計借入金 0

固定負債合計 2,676,331

4 流動負債

(1) 一時借入金 0

(2) 未払金 501,886

(3) その他流動負債 26,574

(4) 未払消費税 4,125

(5) 企業債

イ 建設に関する企業債 313,874

ロ その他企業債 0

企業債合計 313,874

(6) 引当金 221,000

(7) 他会計借入金 0

流動負債合計 1,067,459

5 繰延収益

(1) 長期前受金 115,875

(2) 収益化累計額 △ 79,352

繰延収益合計 36,523

負債合計 3,780,313

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金

1,451,992

資本金合計

1,451,992

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

33,376

ロ 補助金

7,019

ハ 他会計負担金

0

ニ 寄附金

0

資本剰余金合計

40,395

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金

884,971

欠損金合計

884,971

剰余金合計

△ 844,576

資 本 合 計

607,416

負 債 資 本 合 計

4,387,729

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部
変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の
規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本
県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部
を変更する規約

別紙添付

提案理由

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291
条の11の規定により議会の議決を経る必要がある。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部
を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

3 この規約の施行の際現に在職する広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規

約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。

- 4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

平成29年度決算に基づく荒尾市の健全
化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不
足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告する。

平成30年9月3日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成29年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.09
連結実質赤字比率	—	18.09
実質公債費比率	9.3	25.0
将来負担比率	—	350.0

平成29年度決算に基づく荒尾市公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	平成29年度	経営健全化基準
荒尾市水道事業会計	—	20.0
荒尾市下水道事業会計	—	20.0
荒尾市病院事業会計	—	20.0

平成 2 9 年 度

荒 尾 市 財 政 健 全 化
審 査 意 見 書

荒 尾 市 監 査 委 員

荒 監 査 第 8 0 号
平成 3 0 年 8 月 6 日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近藤 克也
同 木原 眞一

平成 2 9 年度荒尾市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、審査に付された平成 2 9 年度荒尾市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を付し送付します。

平成 29 年度
荒尾市財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 29 年度	早期健全化基準
	(%)	(%)	(%)
① 実質赤字比率	—	—	13.09
② 連結実質赤字比率	—	—	18.09
③ 実質公債費比率	10.2	9.3	25.0
④ 将来負担比率	4.5	—	350.0

3. 監査委員の意見

- ① 標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を示すもので、②の連結実質赤字比率と共に、1年間の資金調達を表す「直接的な資金繰指標」です。

平成 29 年度の実質赤字比率については、歳入総額 21,065,890 千円から歳出総額 20,452,135 千円と翌年度に繰り越すべき財源 180,482 千円を差し引いた実質収支額は 433,273 千円の黒字であるため、実質赤字比率は「—」となります。

なお、前年度の実質収支額 562,719 千円（実質収支比率 4.79%）から 129,446 千円減少し、また、実質収支比率は 3.70% となり、前年度より 1.09 ポイント悪化しています。

- ② 標準財政規模に対する一般会計等に特別会計・企業会計等を加えた全会計の実質赤字額、資金不足額の比率です。

平成 29 年度の連結実質赤字比率については、実質収支額が一般会計等で 433,273 千円、特別会計では、国民健康保険 298,802 千円、介護保険（保険勘定）416,905 千円、後期高齢者医療 9,260 千円、介護保険（介護サービス勘定）3,915 千円、企業会計の資金剰余額が水道事業 670,607 千円、下水道事業 267,036 千円、病院事業 631,047 千円であり、連結で 2,730,845 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は「－」となります。

前年度の連結実質の黒字額は 2,598,687 千円であり、132,158 千円改善したこととなりますが、これは一般会計等で 129,446 千円、介護保険特別会計（介護サービス勘定）で 12,816 千円等が減少したものの、国民健康保険特別会計で 161,741 千円、病院事業会計で 81,610 千円、介護保険特別会計（保険勘定）で 36,994 千円等が増加したことによるものです。

- ③ 標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率で、3 か年の平均値で表し、公債費の負担から見た「間接的な資金繰指標」です。

実質公債費比率の算定方法は、分子を一般会計等の地方債の元利償還金に公営企業の地方債に充当した繰入金、一部事務組合の地方債に充当した補助金・負担金、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等の合計額から特定額を控除した額とし、分母を標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額から特定額を控除した額として割合を求めます。

平成 29 年度の実質公債費比率は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年平均の 9.3%であり、前年度 10.2%より 0.9 ポイント改善しており、早期健全化基準の 25.0%と比べると良好な比率となっています。

- ④ 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、純負債に対して償還財源が用意出来るかという「債務償還能力指標」です。

将来負担比率は、（将来負担額 23,743,008 千円－充当可能財源等 24,272,942 千円）÷（標準財政規模 11,678,964 千円－算入公債費等の額 1,307,169 千円）×100 で算出します。

将来負担額の内訳は、一般会計等の地方債現在高 15,100,192 千円、工業団地土地購入費の債務負担行為の支出予定額 164,605 千円、水道・病院・下水道事業の地方債償還に充当する公営企業債等繰入見込額 6,039,992 千円、有明広域行政事務組合、大牟田・荒尾清掃施設組合の地方債償還に充当する負担等見込額 506,412 千円、一般会計等職員の退職手当見込額 1,929,643 千円、第三セクター等の負債額 2,164 千円、上記②の連結実質赤字額 0 千円です。

充当可能財源等の内訳は、財政調整基金等 22 基金 8,152,004 千円、市営

住宅使用料等の充当可能特定歳入 1,315,936 千円、基準財政需要額算入見込額 14,805,002 千円です。

平成 29 年度の将来負担比率は上記の式により-5.1%となります。これは、分子の将来負担額より充当可能財源等が大きいため、将来の負担に対する財源が十分であることを意味しており、将来負担比率は「-」となります。前年度の 4.5%と比べると 9.6 ポイント改善しています。これは、前年度に比べて将来負担額 771,335 千円減少し、充当可能財源等 230,695 千円増加したことが主な要因です。

将来負担額の減少は、主に地方債の現在高 442,939 千円、公営企業債等繰入見込額 202,905 千円、組合負担等見込額 108,021 千円が減少したことによるものです。

充当可能財源等の増加は、充当可能特定歳入 88,229 千円、基準財政需要額算入見込額 67,690 千円が減少したものの、財政調整基金等の充当可能基金 386,614 千円が増加したことによるものです。

平成 2 9 年 度

荒尾市公営企業会計の
経営健全化審査意見書

荒尾市監査委員

荒 監 査 第 8 1 号
平成 3 0 年 8 月 6 日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近藤 克也
同 木原 眞一

平成 2 9 年度荒尾市公営企業会計の経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 9 年度荒尾市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を付し送付します。

平成 29 年度
荒尾市病院事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 病院事業会計 】

比 率 名	平成 28 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
	(%)	(%)	(%)
資金不足比率	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 1,915,157 千円、流動負債 1,566,064 千円で、前年度に比べると流動資産 310,726 千円、流動負債 55,439 千円共に増加しています。

これは、流動資産で現金預金 287,928 千円、未収金 22,959 千円等が増加し、流動負債では一時借入金 250,000 千円等が減少したものの、未払金 252,309 千円、企業債 54,463 千円増加したためです。

今年度から、資金不足比率の算定方法が変更になり、流動資産から貸倒引当金、流動負債から引当金の控除がなくなったため、資金不足を国の示す基準により算出すると、流動資産 1,915,157 千円－（流動負債 1,566,064 千円－控除企業債等 281,954 千円）で、資金剰余額が 631,047 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

平成 29 年度
荒尾市水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 水道事業会計 】

比 率 名	平成 28 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
	(%)	(%)	(%)
資金不足比率	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 873,188 千円、流動負債 441,681 千円で、前年度に比べると流動資産 146,342 千円、流動負債 130,096 千円共に減少しています。

これは、流動資産で現金預金 138,942 千円、未収金 4,898 千円等が減少したことや、流動負債では企業債 10,115 千円が増加したものの、未払金 141,463 千円等が減少したためです。

今年度から、資金不足比率の算定方法が変更になり、流動資産から貸倒引当金、流動負債から引当金の控除がなくなったため、資金不足を国の示す基準により算出すると、流動資産 873,188 千円－(流動負債 441,681 千円－控除企業債等 239,100 千円)で、資金剰余額が 670,607 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

平成 29 年度
荒尾市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 下水道事業会計 】

比 率 名	平成 28 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
	(%)	(%)	(%)
資金不足比率	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 390,726 千円、流動負債 699,416 千円で前年度に比べると流動資産 25,422 千円、流動負債 11,801 千円共に増加しています。

これは、流動資産で未収金 6,980 千円減少したものの、現金預金 32,801 千円増加し、流動負債では一時借入金 2,100 千円減少したものの、未払金 10,836 千円等が増加したためです。

今年度から、資金不足比率の算定方法が変更になり、流動資産から貸倒引当金、流動負債から引当金の控除がなくなったため、資金不足を国の示す基準により算出すると、流動資産 390,726 千円－（流動負債 699,416 千円－控除企業債等 575,726 千円）で、資金剰余額が 267,036 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。